

令和 3 年 12 月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議 案 一 覧 表

(令和3年12月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件	名
議案第 97 号	令和3年度湖西市一般会計補正予算(第7号)に係る専決処分の承認を求めることについて	
議案第 98 号	湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定について	
議案第 99 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 100 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 101 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 102 号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 103 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 104 号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 105 号	新居弁天駐車場条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 106 号	湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 107 号	公の施設の指定管理者の指定について	
議案第 108 号	令和3年度湖西市一般会計補正予算(第8号)	



日程第 1

会議録署名議員の指名

3 番          滝 本 幸 夫

4 番          三 上 元

令和 3 年 11 月 24 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 12 月 7 日までの 14 日間とする。

令和 3 年 11 月 24 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

## 議案第 97 号

### 令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 専決第 11 号

### 令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,157 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,983,678 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 2 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,361,826	100,157	3,461,983
	1 国庫負担金	2,060,679	51,529	2,112,208
	2 国庫補助金	1,248,088	48,628	1,296,716
	歳 入 合 計	22,883,521	100,157	22,983,678

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	3,954,749	100,157	4,054,906
	1 保健衛生費	932,687	100,157	1,032,844
	歳 出 合 計	22,883,521	100,157	22,983,678

## 議案第 98 号

# 湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定について

湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

## 湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金条例

(設置)

第 1 条 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条の 2 の規定による法人からの寄付を同法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄付活用事業に要する経費に充てるため、湖西市企業版ふるさと納税地方創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の事業に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 99 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 62.5」に改める。

第 2 条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 67.5」に改める。

#### 附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 100 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 225.5」を「100 分の 207.5」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 207.5」を「100 分の 215」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 101 号

### 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 湖西市条例第 号

### 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 157.5」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

#### 附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 102 号

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 103 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する	一戸建ての住宅		1 戸につき 15,000 円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定により申し出る場合は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に
		一戸建ての住宅以外 の住宅	1 棟当たりの戸数が 5 戸以下のもの	1 戸につき 5,000 円	
			1 棟当たりの戸数が 5 戸を超えるも	1 戸につき 4,000 円	

法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）		の		関する確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1 戸につき 22,000 円	
	一戸建ての住宅以外	1 棟当たりの戸数が 5 戸以下のもの	1 戸につき 7,000 円	
		1 棟当たりの戸数が 5 戸を超えるもの	1 戸につき 6,000 円	
住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1 戸につき 19,000 円	
	一戸建ての住宅以外	1 棟当たりの戸数が 5 戸以下のもの	1 戸につき 12,000 円	
		1 棟当たりの戸数が 5 戸を超えるもの	1 戸につき 10,000 円	

	その他の場合 (住宅を新築する 場合に限る。)	一戸建ての住宅		1 戸につき 52,000 円	
		一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当た りの戸数 が 5 戸以 下のもの	1 戸につき 24,000 円	
			1 棟当た りの戸数 が 5 戸を 超えるも の	1 戸につき 19,000 円	
	その他の場合 (住宅を新築す る場合を除く。)	一戸建ての住宅		1 戸につき 76,000 円	
		一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当た りの戸数 が 5 戸以 下のもの	1 戸につき 35,000 円	
			1 棟当た りの戸数 が 5 戸を 超えるも の	1 戸につき 28,000 円	
長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律第 8 条 第 1 項の規定に 基づく変更認定 申請	住宅の品質確保 の促進等に関す る法律第 5 条第 1 項に規定する登 録住宅性能評価 機関が交付した 長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律第 8 条 第 2 項において 準用する同法第 6 条第 1 項第 1 号	一戸建ての住宅		1 戸につき 12,000 円	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第 8 条第 2 項 において準用 する同法第 6 条第 2 項の規 定により申し 出る場合は、 建築基準法第 6 条第 1 項の 規定に基づく
		一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当た りの戸数 が 5 戸以 下のもの	1 戸につき 4,000 円	
			1 棟当た りの戸数 が 5 戸を 超えるも の	1 戸につき 3,000 円	

に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）				建築物に関する確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する
住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	1 戸につき	17,000 円	計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
	一戸建ての住宅以外	1 棟当たりの戸数が 5 戸以下のもの	1 戸につき 6,000 円	
		1 棟当たりの戸数が 5 戸を超えるもの	1 戸につき 5,000 円	
住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	1 戸につき	14,000 円	
	一戸建ての住宅以外	1 棟当たりの戸数が 5 戸以下のもの	1 戸につき 8,000 円	
		1 棟当たりの戸数が 5 戸を超えるもの	1 戸につき 6,000 円	

その他の場合 (住宅を新築する 場合に限る。)	一戸建ての住宅		1 戸につき 31,000 円
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1 棟当 たりの戸 数が 5 戸 以 下のもの	1 戸につき 13,000 円
		1 棟当 たりの戸 数が 5 戸 を 超えるも の	1 戸につき 11,000 円
	一戸建ての住宅		1 戸につき 44,000 円
その他の場合 (住宅を新築す る場合を除く。)	一戸建ての住宅 以外の住宅	1 棟当 たりの戸 数が 5 戸 以 下のもの	1 戸につき 20,000 円
		1 棟当 たりの戸 数が 5 戸 を 超えるも の	1 戸につき 16,000 円
	一戸建ての住宅		1 戸につき 44,000 円

」を「

長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律第5条第 1項から第5項ま での規定に基づ く認定申請	住宅の品質確保 の促進等に関す る法律（平成11 年法律第81号） 第5条第1項の住 宅性能評価書又 は同法第6条の2 第3項の確認書を 添付する場合 (住宅を新築す る場合に限	一戸建ての住宅		1 戸につき 15,000円	長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律第6条 第2項の規定に より申し出る場 合は、建築基準 法第6条第1項の 規定に基づく建 築物に関する確 認申請又は同法 第18条第2項の
		一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当 たりの申 請に係 る戸数 (以下 この項 におい て「申 請戸数 」とい う。)が	1 棟につ き 15,000円	

	る。)	1戸のもの		規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき26,000円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき42,000円	
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）		一戸建ての住宅		1戸につき22,000円
		一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき22,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき38,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき61,000円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1戸につき52,000円	
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請	1棟につき52,000円	

		宅以外の住宅	戸数が1戸のもの		
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき118,000円	
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき187,000円	
	その他の場合 (住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅		1戸につき77,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき77,000円	
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき176,000円	
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき280,000円	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づ	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評	一戸建ての住宅		1戸につき12,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において
		一戸建ての住宅	1棟当たりの申請	1棟につき12,000円	

く変更認定申請	価書又は同法第6条の2第3項の確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	宅以外の住宅	に係る戸数（以下この項において「申請戸数」という。）が1戸のもの		準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき 21,000円	
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき 34,000円	
	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書を添付する場合を除く。	一戸建ての住宅	1戸につき 17,000円		
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき 17,000円	
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき 30,000円	
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき 49,000円	

		戸数が5戸を超えるもの	
その他の場合 (住宅を新築する場合に限る。)	一戸建ての住宅		1戸につき 31,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき 31,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき 67,000円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき 107,000円
その他の場合 (住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅		1戸につき 45,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき 45,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき 99,000円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき 159,000円

			戸数が5 戸を超えるもの	
--	--	--	-----------------	--

」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請及び同法第8条第1項の規定に基づく変更認定申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた変更に係る手数料については、なお従前の例による。

## 議案第 104 号

### 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る湖西市国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

## 議案第 105 号

### 新居弁天駐車場条例の一部を改正する条例制定について

新居弁天駐車場条例（平成 22 年湖西市条例第 27 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 新居弁天駐車場条例の一部を改正する条例

新居弁天駐車場条例（平成 22 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新居弁天海浜公園駐車場の項を削る。

第 4 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「新居弁天海釣公園駐車場に限り定期駐車券」を「回数券及び割引券」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「に規定する定期駐車券は、別表第 3 のとおりとする」を「の回数券及び割引券について必要な事項は、規則で定める」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 6 条第 1 項中「使用料は」の次に「、市長が必要と認める場合を除き」を加え、同項ただし書を削り、同条第 2 項を削る。

別表第 1 から別表第 3 までを削り、附則の次に次の別表を加える。  
別表（第 4 条関係）

駐車場名	使用料	
	30 分を超え 24 時間以内	24 時間を超えるごと
新居弁天海釣公園駐車場	400 円	400 円

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の新居弁天駐車場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の出庫の際に納付する使用料について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の新居弁天駐車場条例第 4 条第 2 項の規定により発行されている定期駐車券については、なお従前の例による。

議案第 106 号

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 8 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「水火災その他災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第 12 条に次の 1 項を加える。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

災害の場合 1 日につき 8,000 円（4 時間未満の場合にあつては、4,000 円）

警戒の場合 1日につき 2,000 円

訓練等の場合 1日につき 2,000 円

第13条第1項中「水火災」を「災害」に、「次により」を「1回につき74円の」に改め、「水火災の場合 1回につき 2,600 円」、「警戒の場合 1回につき 2,100 円」及び「訓練の場合 1回につき 2,100 円」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 湖西運動公園<br>湖西市北部地区運動広場<br>湖西市梶田多目的運動広場<br>湖西市みなと運動公園<br>湖西市新居スポーツ広場公園<br>湖西市勤労者体育センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号<br>シンコースポーツ株式会社<br>代表取締役 石崎 健太                               |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで  |

## 令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 221,831 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,205,509 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,461,983	216,398	3,678,381
	1 国庫負担金	2,112,208	75,499	2,187,707
	2 国庫補助金	1,296,716	140,899	1,437,615
16	県支出金	1,542,417	1,030	1,543,447
	1 県負担金	846,050	624	846,674
	2 県補助金	569,198	406	569,604
19	繰入金	1,392,365	△96,953	1,295,412
	1 基金繰入金	1,323,911	△96,953	1,226,958
20	繰越金	500,000	57,830	557,830
	1 繰越金	500,000	57,830	557,830
21	諸収入	582,338	30,026	612,364
	6 雑入	325,411	30,026	355,437
22	市債	1,589,400	13,500	1,602,900
	1 市債	1,589,400	13,500	1,602,900
	歳入合計	22,983,678	221,831	23,205,509

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	183,046	△1,019	182,027
	1 議会費	183,046	△1,019	182,027
2	総務費	3,135,581	3,563	3,139,144
	1 総務管理費	2,561,355	4,362	2,565,717
	2 徴税費	307,830	△1,100	306,730
	3 戸籍住民基本台帳費	152,898	630	153,528
	4 選挙費	78,330	△37	78,293
	5 統計調査費	11,193	△104	11,089
	6 監査委員費	23,975	△188	23,787
3	民生費	7,173,747	155,167	7,328,914
	1 社会福祉費	3,197,695	9,774	3,207,469
	2 児童福祉費	3,628,329	34,849	3,663,178
	3 生活保護費	347,383	110,544	457,927
4	衛生費	4,054,906	33,994	4,088,900
	1 保健衛生費	1,032,844	33,223	1,066,067
	2 清掃費	1,970,806	△729	1,970,077
	3 環境対策費	38,883	1,500	40,383
6	農林水産業費	209,922	△13	209,909
	1 農業費	192,866	△13	192,853
7	商工費	952,087	8,106	960,193
	1 商工費	952,087	8,106	960,193
8	土木費	2,317,946	13,421	2,331,367
	1 土木管理費	90,271	△510	89,761
	2 道路橋梁費	940,973	15,032	956,005
	4 都市計画費	1,094,118	△902	1,093,216
	5 住宅費	76,294	△199	76,095

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,283,298	△5,977	1,277,321
	1 消防費	1,283,298	△5,977	1,277,321
10	教育費	1,853,146	14,589	1,867,735
	1 教育総務費	532,684	6,420	539,104
	2 小学校費	280,743	1,103	281,846
	3 中学校費	202,158	△162	201,996
	4 幼稚園費	189,359	△975	188,384
	6 社会教育費	337,845	7,524	345,369
	7 保健体育費	310,357	679	311,036
	歳 出 合 計	22,983,678	221,831	23,205,509

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
広報こさい印刷製本	令和3年度～令和4年度	6,204
後期高齢者健診受診券作成等準備業務	令和3年度～令和4年度	430
がん検診受診券作成等準備業務	令和3年度～令和4年度	2,313
新居地域センター改修工事設計業務	令和3年度～令和4年度	25,135
湖西運動公園外5施設指定管理業務	令和3年度～令和8年度	255,245

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川等整備事業	13,500	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政 府資金及び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行っ た後にお いては 当該後 見直し の利率)	借入先の融 資条件によ る。ただ し、市財 政の都合 により償 還期限を 短縮し、 若しくは 繰上償還 又は低利 に借り換 えること ができる。

第4表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	(都)大倉戸茶屋松線整備事業	15,000
9 消防費	2 消防施設費	消防施設等整備事業	14,215

議案第 109 号

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第 2 号）

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,630,062 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	4,009,455	5,000	4,014,455
	2 県補助金	4,009,455	5,000	4,014,455
	歳入合計	5,625,062	5,000	5,630,062

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	3,893,851	5,000	3,898,851
	1 療養諸費	3,404,912	5,000	3,409,912
	歳出合計	5,625,062	5,000	5,630,062

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
国民健康保険特定健康診査業務	令和3年度～令和4年度	6,772

## 令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,208,687 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	63,949	600	64,549
	1 繰越金	63,949	600	64,549
	歳入合計	4,208,087	600	4,208,687

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	65,159	600	65,759
	1 償還金及び還付加算金	6,688	600	7,288
	歳出合計	4,208,087	600	4,208,687

## 議案第 111 号

### 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,353,605 千円	△556 千円	1,353,049 千円
第 1 項 営業費用	1,190,987 千円	△556 千円	1,190,431 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 395,963 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 395,809 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 132,494 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 160,788 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 221,865 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 193,417 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,170,509 千円	△154 千円	1,170,355 千円
第 1 項 建設改良費	493,495 千円	△154 千円	493,341 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

(1) 職員給与費	83,175 千円	△710 千円	82,465 千円
-----------	-----------	---------	-----------

令和3年11月24日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 112 号

令和 3 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	1,128,652 千円	△81 千円	1,128,571 千円
第 1 項 営業費用	1,116,618 千円	△81 千円	1,116,537 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 778,054 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 777,918 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,001 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55,865 千円」に、「建設改良積立金 434,343 千円」を「建設改良積立金 434,207 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	812,477 千円	△136 千円	812,341 千円
第 1 項 建設改良費	735,890 千円	△136 千円	735,754 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)職員給与費	101,734 千円	△217 千円	101,517 千円

令和3年11月24日提出

湖西市長 影山剛士

## 議案第 113 号

### 令和 3 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,675,123 千円	△9,654 千円	3,665,469 千円
第 1 項 医業費用	3,574,377 千円	△9,912 千円	3,564,465 千円
第 2 項 医業外費用	102,110 千円	△42 千円	102,068 千円
第 3 項 特別損失	1,044 千円	300 千円	1,344 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,980,130 千円	△9,954 千円	1,970,176 千円

令和 3 年 11 月 24 日提出

湖西市長 影 山 剛 士